

令和5年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和5年7月21日（金）
【開会】 10時00分
【閉会】 11時06分
【場所】 川崎市総合教育センター 第1研修室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 田中 雅文
委員 石井 孝	委員 野村 浩子
委員 芳川 玲子	委員 森川 多供子

【出席職員】

教育次長 池之上 健一	
総務部長 柴山 巖	
職員部長 北川 友明	
学校教育部長 小澤 毅夫	
生涯学習部長 大島 直樹	
総合教育センター所長 鈴木 克彦	
庶務課長 鷹嘴 将行	
庶務課担当課長 伊藤 卓巳	
教職員人事課担当課長 本波 直人	生涯学習推進課担当係長 紺野 敦
生涯学習推進課長 山口 弘	生涯学習推進課担当係長 豊本 欽規
生涯学習推進課担当課長 米井 克子	庶務課担当係長 桐生 真由美
生涯学習推進課課長補佐 野崎 智一	
調査・委員会担当係長 高木 直子	

【署名人】

委員 野村 浩子	教育長職務代理者 田中 雅文
----------	----------------

(10時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただ今から、教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、10時00分から11時20分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

4月の臨時会、5月の定例会及び6月の定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴（傍聴者 3名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可します。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 2から報告事項No. 4及び議案第8号は、人事管理に係る内容であり、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、議案第9号及び議案第10号は、議会の議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによりよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、議案第9号及び議案第10号につきましては、議会への提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

野村委員と田中委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項No. 1 教科用図書採択の傍聴人の定員等について

【小田嶋教育長】

それではまず、報告事項Iに入ります。

「報告事項No. 1 教科用図書採択の傍聴人の定員等について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

では、よろしくをお願いいたします。

それでは報告事項No. 1「教科用図書採択の傍聴人の定員等について」御説明させていただきますので、ファイルナンバー01-1、【報告事項No. 1】のファイルをお開きください。

令和6年度に市立学校で使用する教科用図書の採択を行うため、令和5年8月20日の日曜日、午前10時から、本日の会議と同じ場所である、川崎市総合教育センター第1研修室において、教育委員会臨時会を開催し、会場内に傍聴席を用意する予定でございますが、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条第2項の規定に基づき傍聴人の定員を定める必要がございます。

令和2年度から昨年度までは新型コロナウイルス感染症感染拡大を考慮し、定員を62名としておりましたが、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症が流行する前の定員である、180名と定めたいと考えております。

当日、午前9時の時点で、定員を満たしていない場合は、定員に達するまで先着順で傍聴人を受け入れることといたします。午前9時の時点で、定員を超えた場合は、抽せんを行います。抽せんに外れた方も音声を聴けるように、第1研修室前のロビーにて、音声のみ放送いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症への感染予防及び拡大防止策として、会場入口における手指消毒液の設置や、傍聴人への咳エチケットのお願いをする予定です。

本件につきましては、本日の報告後に、報道機関へ情報提供を行うとともに、市ホームページに掲載し、広報を行ってまいります。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項No. 1は終了といたします。

8 議事事項 I

議案第7号 川崎市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項 I に入ります。

「議案第7号 川崎市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、議案第7号につきまして、御説明申し上げます。

ファイルナンバー「02-2 議案第7号資料」を御覧ください。

1ページに記載のとおり、本改正の概要は、教育委員会会議にオンラインで出席できるようにすること、教育委員会会議を公開しないこととする基準を明確にすることの、2点でございます。

2ページを御覧ください。

まず、教育委員会会議にオンラインで出席できるようにする改正でございます。

「1」でございますが、現在、教育委員の皆様には、教育委員会会議への出席のために、指定された日時に、指定された場所に参集いただいております。会議場に参集いただけない場合は、全て欠席とさせていただきます。

次に「2」でございますが、今後は、①のとおり、「会議場のパソコン」と「オンライン出席する委員のパソコン」とで映像と音声を共有化する方法により、会議に出席したものとみなすことといたします。

右側にイメージ図がございますが、会議場における委員の席にパソコンなどを置き、それと御

自宅などのパソコンとで、映像や音声を共有化することを想定しております。

同じページの左側「2」にお戻りいただき、②以下でございますが、オンライン出席委員は、質疑・討論に参加することや、賛否の発言や挙手による採決に加わることは可能でございます。

一方、準備の関係上、あらかじめ届出が必要となります。

また、議案・関係書類を会議の当日に書面で交付する必要がある事件は対象外となります。

また、現在はほとんど行われておりませんが、投票用紙を配布することができないため、記名投票及び無記名投票による採決に加わることはできません。

なお、非公開会議もございますので静謐な環境での御参加や、安定して通信可能な環境での御参加に御協力いただければと存じます。

続きまして3ページを御覧ください。

教育委員会会議を公開しないこととする基準を明確にする改正でございます。

「3」でございますが、教育委員会制度について定める地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会会議は原則として公開とする旨などが定められております。

この規定の趣旨は、教育委員会が地域住民に対して積極的に情報提供を行い、教育委員会としての説明責任を果たすとともに、地域住民の教育行政に関する理解と協力を得るもの、とされております。

一方で、同法では、公開としないことができる事件につき、人事に関するもの以外については、具体的に定められておりませんが、これは、具体的にどのような案件について会議を公開とするかは、教育委員会の判断によるとの趣旨であるためでございます。

次に、「4」でございますが、現行の川崎市教育委員会会議規則では、会議の公開に関する規定がありますが、法律とほぼ同じ規定となっております。

次に、「5」でございますが、平成25年度から昨年度までの10年間の教育委員会会議の公開状況を調査しましたところ、特に非公開とする報告が増えていることが判明しました。

このような状況や法律の趣旨を考慮し、教育委員会会議を公開するか否かの一般的基準について、その決定権を有する教育委員会が定める教育委員会規則において明確にすることが、今回の規則改正の理由でございます。

続いて、4ページを御覧ください。

「6」でございますが、平成25年度から昨年度までの、10年間の教育委員会会議の公開状況をまとめたものでございます。教育委員会会議における報告は青く塗った中段の部分となります。

なお、平成31年度以前の部分には、括弧内の数字がございます。これは、令和2年度から施行しました、教育長の専決処分を行った案件の報告を原則として行わないこととした規則改正の内容を、平成31年度以前にも適用させた場合の数字となっており、平成31年度以前と、令和2年度以降とを、可能な限り同じ条件で比較検討するための数字でございます。

次に、ファイルナンバー「02-1_議案第7号」をお開きください。4ページをお開きください。

制定理由でございますが、「映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするすることができる方法で会議に参加することができるようにするため、並びに、教育委員会会議を非公開とすることができる事件を明確にするため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、5ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

第4条の改正でございますが、やむを得ない事由により指定の場所に参集することができないときは、オンラインで会議に参加することができる旨などを定めるものでございます。

続いて、第7条の改正について御説明いたします。

第1号の規定でございますが、人事、賞罰等職員の身分取扱いに関する事件を公開しない要件とするものでございます。

次に、第2号の規定でございますが、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条第1号又は第2号に掲げる事項、すなわち、個人に関する情報や法人に関する情報のうちそのノウハウなどの情報に該当する事項を含む事件を公開しない要件とするものでございます。

次に、第3号の規定でございますが、訴訟、審査請求その他の争訟に関する事件を公開しない要件とするものでございます。

次に、第4号の規定でございますが、期日を指定して公表する必要がある事件を公開しない要件とするものでございます。

最後に、第5号の規定でございますが、公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に支障を生ずるおそれのある事件を公開しない要件とするものでございます。

続いて6ページを御覧ください。

第12条の改正でございますが、オンライン参加委員は、記名投票及び無記名投票による採決に加わることができない旨を定めるものでございます。

続いて、第14条の改正でございますが、オンライン参加委員は、会議録にオンライン参加した旨を記載する旨を定めるものでございます。

なお、附則において、この規則の施行期日を公布の日とする旨を定めることとしております。

議案第7号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等ございますでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

御説明ありがとうございました。

私自身も家族がコロナで、私自身が自粛しなければいけなかったときに参加できなかったという経緯がありますので、こういったオンラインの参加というのは検討していくのとてもいいことだと思っています。あらかじめ届出が必要ということですが、あらかじめというのは大体どれぐらい前もって想定しているのかということと、あと、届出をするときには、どういった方法で届出をするのかという点を教えてください。

【伊藤庶務課担当課長】

現状、欠席いただいている場合にも事前に連絡いただいているかと思っておりますけど、特段、期日

というのは指定しておりませんので、1週間前ぐらい程度だと助かるかなという。そういうレベル感でございます。前日であっても特に問題はないかと思っております。

【野村委員】

今まで欠席の連絡をするときは、お電話などして御連絡差し上げていたのですけれども、オンライン参加したいといったときにはどのように届出をしたらよろしいのでしょうか。

【伊藤庶務課担当課長】

記録を残すという意味ではメールとかがありがたいのですが、電話での御連絡でも構いません。

【小田嶋教育長】

ほかにございますか。

はい。石井委員。

【石井委員】

オンライン参加する場合に、委員のパソコンというのは、委員それぞれ私用のパソコンですか。それともG I G A端末なのか、どちらになるのでしょうか。

【伊藤庶務課担当課長】

各委員の皆様、G I G A端末を想定しております。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございます。

野村委員の質疑応答の一部で聞き取りにくいところがあったので、そのこととダブって質問になるかもしれませんが、あらかじめ届出ということについて、1週間前ぐらいというところは聞き取れたんですけども、例えば、当日中に体調を悪くして、37度5分の熱が出たというとき、オンラインなら会議に参加できるが外出は難しいという場合に、やはり直前の連絡になると思うのですが、そういう場合に許容できるかどうかの一つと。

もう一つは、採決に関わることについて、記名投票と無記名投票の採決には加わらない。しかし挙手による採決には加わるというふうに理解できるのですけれども。通常我々が賛成とかというふうにやっているときは、それが挙手による投票と考えてよろしいのでしょうか。

【伊藤庶務課担当課長】

まず、届出に関する御質問ですが、一週間前でも、一日前でもよいとお話しましたが、緊急の場合は当然、当日でも問題ないとは思っております。よくあるのが交通遮断ですとか、そういった場合もございますので、当日でも対応するのは可能ではないかと思っております。機材の準備

もごさいますので、できればあらかじめ事前にいただけるのがありがたいという趣旨でござい
ます。

また、挙手による投票に関する御質問ですが、現在、行われているのは挙手による採択ある
いは賛否の発言と考えておりますので、オンラインの方は画面を確認しながら、挙手して
いるかどうかを確認した上で決定するというのを想定しております。

【田中教育長職務代理者】

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょう。

よろしいですか。

それでは、議案第7号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第7号は原案のとおり可決いたします。

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、「川崎
市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室いただくよう
お願いいたします。

<以下、非公開>

9 報告事項Ⅱ

報告事項No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

鷹觜庶務課長が説明した。

報告事項No. 2は承認された。

報告事項No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

鷹觜庶務課長が説明した。

報告事項No. 3は承認された。

報告事項No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

本波教職員人事課担当課長が説明した。

報告事項No. 4は承認された。

10 議事事項Ⅱ

議案第8号 人事について

本波教職員人事課担当課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第8号は原案のとおり可決された。

議案第9号 川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第9号 川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について」の説明を、庶務課担当課長、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、議案第9号につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、今回の条例改正の概要につきまして、生涯学習推進課担当課長から御説明申し上げます。

【米井生涯学習推進課担当課長】

議案第9号「川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について」、御説明申し上げますので、ファイルナンバー「03-2 議案第9・10号資料」を御覧ください。

はじめに、「1 条例改正の目的・趣旨」でございますが、令和7年4月から高津図書館橘分館に指定管理者制度を導入するため、川崎市立図書館設置条例の一部を改正するものでございます。

次に、「2 これまでの検討の経緯」でございますが、(1)「今後の市民館・図書館のあり方」を御覧ください。令和3年3月に、市民館・図書館が概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、その役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示すものとして策定したものでございます。

その概要でございますが、「10年後の未来に向けて」といたしましては、「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」を通し、持続可能な地域づくりと安心して暮らし続けられるしくみづくりを進め、人生100年時代の生涯学習社会を実現するといたしました。

「今後求められる役割」といたしましては、学びと活動を循環させることで、持続可能な社会の実現に向けた「人づくり」や「地域づくり」が図られるよう、それぞれの強みや資源を活かした連携を進めながら、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしていくといたしました。

「今後のめざす方向性」といたしまして、行きたくなる市民館・図書館、まさに飛び出す市民館・図書館、地域の“チカラ”を育む市民館・図書館とし、今後の市民館及び図書館の運営のあり方を踏まえながら効率的・効果的な管理・運営手法を検討することといたしました。

次に右側の(2)「市民館・図書館の管理・運営の考え方」でございますが、令和4年8月に策定し、「今後どのような管理・運営の手法が、その実現のために適しているのか」、「生涯学習推進の拠点として最も市民ニーズに沿った市民館・図書館であるためにどうしたらよいのか」という視点に立ち効率的・効果的な管理運営手法を検討したものでございます。

その結論として、これまでの本市が培ってきた知識、経験の継続や、公共性にしっかりと配慮した上で、図書館の新たな管理運営手法として、「指定管理者制度」の導入を行うことといたしました。

指定管理者制度導入にあたってでございますが、表の図書館の列を御覧ください。

「(ア) 指定管理者導入あたっての主な視点」といたしまして、社会教育法及び図書館法に基づく社会教育振興の継続等といたしました。

「(イ) 市と指定管理者の役割分担」といたしまして、市がマネジメントを行うことを前提としつつ、市と指定管理者の役割分担を行い事業を推進するといたしました。

「(エ) 指定管理者制度の導入形態」といたしまして、川崎図書館、中原図書館、高津図書館及び多摩図書館は直営、それ以外の館は指定管理者制度を導入するといたしました。

次ページを御覧ください。

「3 指定管理者制度導入の今後の予定」でございますが、表のとおり導入する予定でございます。

次に右側、「4 指定管理者制度導入後の各館関係図」でございますが、黒色は直営館、白色は指定管理者制度導入館、青枠は、同一指定管理者で対応することを示しています。また、図書館は、直営館が周辺館のモニタリングを行ってまいります。

次に、「5 スケジュール」でございますが、今回、高津図書館橘分館につきましては、本年9月の市議会定例会に改正条例議案の提出を予定しております。年度内に募集準備を行い、令和6年4月以降に指定管理者の募集、6月には民間活用事業者選定評価委員会を開催し、指定管理候補者を決定いたします。その後、9月議会において指定管理者の決定をいただくための指定議案の提出を予定しており、令和7年4月から指定管理者による運営が開始となる予定でございます。

説明につきましては、以上でございます。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、引き続き、議案の詳細について御説明いたします。

ファイルナンバー「03-1_議案第9号」をお開きください。

まず8ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「高津図書館橘分館の管理を指定管理者に行わせることとすること、図書館の管理に関し必要な事項を定めること等のため、この条例を制定するもの」でございます。

続いて、9ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

今回の改正は、従来、図書館法に基づき、図書館を設置する旨をこの図書館設置条例で定め、

管理や業務の範囲などは図書館規則で定めておりましたが、指定管理者制度の導入に伴い、地方自治法の規定に基づき、指定管理者の指定の手続などの関係規定や今まで図書館規則で定めていた図書館の管理や業務の範囲などを条例で定めるものでございます。

はじめに、題名の改正でございますが、図書館の管理や業務の範囲などを新たに条例で定めるため、題名を改めるものでございます。

続いて、第1条の改正でございますが、図書館の目的、及び図書館を設置する旨を、10ページにまいりまして、第2条の改正でございますが、図書館及び分館の名称及び位置を定めるものでございます。

続いて、新たに加えます第3条から第14条までについて御説明しますので、11ページを御覧ください。

第3条の規定は、図書館で行う事業を、第4条の規定は、直営の図書館に館長など必要な職員を置く旨を定めるものでございます。

続いて、12ページにまたがる第5条から第7条までの規定は、指定管理者に高津図書館橋分館の管理を行わせること、及びその指定管理者の指定の手続など関係規定を定めるものでございます。

続いて、13ページにまたがる第8条の規定は、図書館の開館時間、及び休館日を定めるものでございます。

続いて、第9条の規定は、図書館資料の貸出しに当たっては登録を要すること、及び登録の資格などについて、第10条の規定は貸出しの手続などは教育委員会規則で規定する旨を定めるものでございます。

続いて、第11条の規定は、貸出制限について定めるものでございます。

続いて、14ページを御覧ください。

第12条の規定は、貸出しの停止や貸出しの登録の取消しについて、第13条の規定は、図書館資料を破損又は紛失した場合の届出について、第14条の規定は、図書館への入館などの制限について定めるものでございます。

最後に、第15条の規定でございますが、新たに12条を設けることに伴い、所要の整備を行うものでございます。

なお、附則において、この条例の施行期日を規則で定める日とし、高津図書館橋分館の管理を行わせる指定管理者の指定の手続などに関する部分に限り、公布の日から施行する旨を定めることとしております。

また、経過措置として、図書館規則の規定に基づき、貸出しなどを行ったものは、この条例の施行の日に改正後の条例によるこれらの行為を行ったものとみなす旨を定めることとしております。

こちらの条例案につきましては、9月に開催される市議会定例会に議案として提出する予定でございます。

議案第9号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

質問等はございますでしょうか。

芳川委員、どうぞ。

【芳川委員】

ありがとうございます。

ちょっと分からないので教えていただきたいのですけれども。川崎だけなのでしょう、図書館に図書館設置条例というのがあるのですが、ほかの市も大体そうですか。何で図書館だけが特別なのでしょう。教えてください。

【伊藤庶務課担当課長】

地方自治法のほうで公の施設を設置する場合は条例で定めると明記されています。公の施設というのは住民の利用に供する施設でございます、図書館はその公の施設に該当する施設でございますので、地方自治法の規定により設置をするのは条例で定めるとなっております。また、図書館法というのがございます、図書館法10条の規定により、図書館を設置する場合には条例で定めるということが定められておりますので、同じくやはり条例が必要だと。他都市におかれましても、ほぼ全ての自治体において図書館は条例で設置されております。

【芳川委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

石井委員。

【石井委員】

資料の(2)なのですが、右側の上のほうです。市民ニーズの広がりや多様化に対応することなのですが、具体的にはどういうニーズが増えてきて、そのニーズに対応するには現在の体制では難しいであるとか、十分なサービスができない、何か具体的な例がありましたら教えてください。

【米井生涯学習推進課担当課長】

図書館についての新たなサービスのところですが、例えば図書館ですと、図書館以外のところで貸出しができないかだとか、そういったいわゆる今の図書館の中だけでやっていたものを、もう少し外にアウトリーチで出していけないか、ですとか、あと本に関する講演会ができないかなどの声もございましたので、色々な本を借りるだけではないサービスがもう少しできないかというようなニーズがございます。

【石井委員】

そういったニーズというのは、今後も大分増えていくという予想はされてはいますか。

【米井生涯学習推進課担当課長】

図書館としてサービスを充実させていけばいくほど、そういったニーズが出てくるとは思っています、そこをうまく職員だけではなかなか難しい部分がございますので、指定管理者の制度を使いながら、充実させていきたいというのが今回の趣旨でございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、野村委員。

【野村委員】

御説明ありがとうございました。

私は、どのようにモニタリングをしていくのかというところが、大変気になっております。具体的なことで申し上げますと、ここの資料にも書かれているとおり、10年後の未来に向けて「人づくり」や「つながりづくり」、「地域づくり」を通して持続可能な地域づくりを、というところにありますので、この指定管理者制度を導入した図書館がその役割を、「人づくり」や「地域づくり」の役割を果たしているのかどうか。そこによって、この指定管理者制度を導入したことが、やはりよかったねと言えるかどうかになってくると思うんですね。その部分をどのようにモニタリングするのが難しいことなのかなと思っていて。今の時点で想定しているモニタリング方法がありましたら教えてください。

【米井生涯学習推進課担当課長】

図書館につきましては、直営館を残しまして、必ず指定管理に出した館についてはモニタリング館、直営館を残して、その直営館がしっかりとそこをフォローしていく形でやろうと考えています。特におっしゃっていただいたとおり「人づくり」ですとか、今まさに率先してアウトリーチさせてもらっている、いわゆる地域とつないでいくということは、やはり指定管理者にいきなり色々言うのは難しいと考えていますので、そこはしっかりとモニタリング館が、間をつないでいくという意味合いにおいても、しっかりとモニタリングしていくことはやれないといけないかなと考えています。

【野村委員】

すみません、そのモニタリングは例えば何かを数値化する、例えば出入りする・御利用なさる方の年齢層はどのように変化したとか、何か具体的なモニタリングの観点みたいなことが今の時点で分かるといいなと思うのですが。

【米井生涯学習推進課担当課長】

例えば、図書館に限らずですけども、指定管理でやりますのが事業計画をまず出している、その事業計画どおりに実施ができているのかですとか、あとは施設がちゃんと維持管理できているとか、運営ができているのかというところを見ていくと。それは1年に1回必ずそういった評価を出していきながら、モニタリングをしていくですとか、あとは、指定管理が終わった総括のところでも改めて評価をしていくというやり方が一つあるのが一般的なやり方です。ただ、図書館につきましては、それ以外にも例えばボランティアさんたちともつながりづくりでやって

いますとか、あとは選書の問題だったり、現場での問題、様々細々ございますので、そういったところは直営館がフォローしていくという形でモニタリングをしていく予定でございます。

【山口生涯学習推進課長】

すみません、補足させていただきます。よろしいですか。

指定管理になるに当たって、やはり皆さん気になさられている、市民の意見とか、今後さらに良くなるということについて、しっかり周知していきたいという気持ちがございます中で、その評価項目ですとか、何を評価基準にしていくかみたいなのところも、しっかりこれから詰めていきたいと考えております。その中で例えば数値的な部分もそうです、定性的な部分、定量的な部分も合わせたような形の評価の仕組みをつくり上げるとともに、また利用者の声を吸い上げるような仕組みづくりみたいなことも、例えばアンケートであったり懇談会みたいなものであったり。そういったものも制度設計の中に入れていき、指定管理者導入の効果についても見極めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

【野村委員】

分かりました。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

ありがとうございます。

質問というよりはお願いというか。これを先に資料をいただいたときに家で拝見して、市民館と図書館の違いは何だろうと、我が家の近くの菅生分館も含め、考えたんですけど、どちらも市民向けの講座とか、色々やってくさっていて、市民持ち込み講座もありますし、やってくさっていて、では利用者層が違うのかなと思ったときに、できたら図書館には、今最近すごく増えている不登校。不登校でずっとお家にいる、お家にいたまま小学校、中学校を卒業して、高校生になっちゃって、でも決して暴れるのが好きとかそういうのではなくて、ただ行き場がなくて、いる。ただ、読書と孤独は似合うと思うので、できればそういった層の掘り出しというか、柔らかいそういった層への働きかけみたいなのがあれば。市民館はどうしてもシニア層とか子育て期の赤ちゃん達を持つママたちが多いと思うんですよ。図書館こそ、小、中、高、大の世代の子どもたちのすくい上げというか、そういうセーフティな場所になっていただけたらありがたいなと思っております。よろしくお願いします。

【小田嶋教育長】

芳川委員、どうぞ。

【芳川委員】

ありがとうございます。

基本的なことでもちょっと分からないので、教えていただきたいんですが。この直営の中原、川崎、多摩、高津になっていますけど、どのように直営と、そして指定管理者に分けるのか、その基準はどういう形で考えたんでしょうか。

【米井生涯学習推進課担当課長】

ありがとうございます。

資料の2ページの右側を御覧いただいているかと思います。

まず、中原図書館なんですけども、中原図書館は現在、中央図書館的機能ということで、システムを置いたりですとか、庶務の統括をしたりということでございますので、ここは1館でございますが。川崎図書館については、直営館として残し、近隣の幸図書館、ここは分館ですね、をモニタリングをするということを考えてございます。

また、高津図書館につきましては、直営館として残し、宮前図書館につきましては指定管理者にお任せをしながら高津図書館がモニタリングをする。多摩図書館については直営として残し、麻生図書館と分館については多摩図書館がモニタリングをするということで、近隣の図書館を直営館が見るという形で考えています。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

多分、今の質問って、その3館を選んだ理由ということだと思うんですけど。

【山口生涯学習推進課長】

すみません。では、また私のほうから補足させていただきます。

まず、今回、市民館、図書館両方を指定管理するに当たって、指定管理館について、幸、麻生、宮前については、文化センター館という形で、一つの建物に市民館、図書館両方入っているというようなことで、社会教育施設と複合した施設形態になっておりますので、そういった施設を一括で指定管理に任せることで、両方のいいところを相互に相乗りしながら施策展開するという意味で、幸、麻生、宮前という文化センター館は、地区館の中は指定管理館に選んで、その隣の隣接区の単館の川崎、多摩、高津については直営館。中原は全体を動かすような位置づけで指定管理を導入したものでございます。

以上でございます。

【芳川委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

田中委員。

【田中教育長職務代理人】

ありがとうございます。

この後、市民館の問題も含め、図書館と市民館の指定管理の問題については、教育委員会の会議で随分何度も議論して、検討してきたと思います。私もその議論の中で、十分に納得して、この指定管理者制度でいこうと、いうのに賛同しております。

ただ、今日、我々の手元に配られた市民の方々からの申し入れですよね。これを見ると、内容というよりも進め方が十分になっていないのではないかということだと思います。たしかこれまでの議論の中では、市民館と図書館を指定管理に移すかどうかというのは、私のちょっと表現が間違っていたら訂正していただきたいんですけど、これは管理手法の問題なので、あくまでも行政が中心となって考えるものであると。その内容についてはもちろん市民と協議しながらだと思いますけれども、指定管理に移すというのは、あくまでも管理手法の問題なので、市民との意見交換会を何度もやったかということではなくて、行政として他地域の先進事例の状況も確認しながら、ふさわしい指定管理にするかどうかを、行政として責任を持って考えるというようなことを御説明いただいたと思うのですけれども。私もそれで納得をしています。

ということで、今、新たにこういうものがまた出てきたものですから、確認なんですけれども、指定管理への移行というのは、市民との意見交換を重ねて決めるというのではなくて、これは管理手法の問題だから、行政が責任を持って、検討して検討を行うというようなことでよろしいでしょうか。

【山口生涯学習推進課長】

こちらにつきましては、昨年度、私が担当させていただいておまして、こちらの1枚目のペーパーにもございますが、最初は「今後の市民館・図書館のあり方」作成から、まずはどういうありたい市民館図書館像というものを、しっかり議論すべきということで、そこについては、かなりワークショップを重ねたり、アンケートをやったり、ここにおいて市民意見の集約を積極的に行ってまいりました。その上で、市民のニーズというのはこうなんだということを把握して、それを提供する手法ですとか、人員配置のことにつきましては、そこを市民の方に、どうしましょうかというふうに投げるのは、逆にそれは責任を押しつけるような話にもなりますし、そこは行政がしっかり考えていくということで。指定管理者がいいか悪いかみたいなことを、市民の方にお投げするということは、しないというようなスタンスですね。

ただ、何が心配なのかとか、どのようなものを求めているのか、御不安なのかというところについては、意見を聞きながらやってきたつもりでございますし、その結論は昨年度、御報告させていただきました市民館図書館の管理・運営の考え方でございますので、というようなこととなります。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

芳川委員。

【芳川委員】

ありがとうございます。

このような感じの話題は、ほかの市町村も結構出たりとかしていて。多分、利用者側から考えると、利用しやすさであったりとか、あと質の低下であったりとか、そこ辺りがいつも気になっていることじゃないかなと思うんですね。そうすると、例えば指定管理者になってしまうと、コストとか効率とか、そこ辺りが表面化してしまっていて、そうすると例えば司書率だったりとか、もしくは社会教育士だったりとか、あと関わるボランティアだとか、何かそこを考えれば結果的に指定管理者側の決まりの部分が出てくると思うんですけれども、それに関して教育委員会のほうからは、どのような感じで例えば契約を結ぶのかとか、どこまで細かくここ辺りを文言化していくのかとか、そこ、もし何かお考えあったら教えていただけますか。

【米井生涯学習推進課担当課長】

司書率ですとか社会教育士の率ですとか、ここにつきましては、かなり重要だと思っておりますので、今現在、仕様書を作成中ですが、その中で今現在検討中でございます。それ以外につきましてもボランティアとか、市民との関わりにつきましても、やはり非常に社会教育的に重要な部分だと考えておりますので、その部分をどう掛け合わせるかということにつきましても今仕様書で。あとは、それ以外のマニュアル等も作ろうと今考えておりますので、そこら辺をどう表していくのかということは今現在検討中でございます。

【芳川委員】

今検討中ということですので、検討されたものを当然、市民のほうに表せられると思うんですが。不安にならない程度の結果ということがあればいいな。今までも川崎市の中で、社会教育施設を指定管理者になったときに、随分やっぱり不安な声を聞いたりとかしていましたので。そうならないことを願いたいと思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第9号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第9号は原案のとおり可決いたします。

【小田嶋教育長】

次に、「議案第10号 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について」の説明を、庶務課担当課長、生涯学習推進課担当課長、お願いします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、議案第10号につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、今回の条例改正の概要につきまして、生涯学習推進課担当課長から御説明申し上げます。

【米井生涯学習推進課担当課長】

議案第10号「川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げますので、先ほどと同じくファイルナンバー「03-2 議案第9・10号資料」を御覧ください。

はじめに、「1 条例改正の目的・趣旨」でございますが、令和7年4月から中原市民館、高津市民館及び高津市民館橋分館に指定管理者制度を導入するため、川崎市市民館条例の一部を改正するものでございます。

次に、「2 これまでの検討の経緯」の(1)「今後の市民館・図書館のあり方」につきまして、川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明した内容と同様でございます。

次、右側にまいらせていただきます。(2)「市民館・図書館の管理・運営の考え方」でございますが、「指定管理者制度導入にあたって」の表、市民館の列を御覧ください。

市民館につきましては、「(ア) 指定管理者導入にあたっての主な視点」といたしまして、社会教育法に基づく社会教育振興の継続等といたしました。

「(イ) 市と指定管理者の役割分担」といたしまして、市がマネジメントを行うことを前提としつつ、市と指定管理者の役割分担を行い事業を推進するといたしました。

「(ウ) 区における生涯学習支援部門」といたしまして、市職員は本来取り組むべき、企画や新たな打ち出しに注力し、区役所のまちづくり部門、地域福祉部門等と連携し、アウトリーチや地域づくりを進めるといたしました。

「(エ) 指定管理者制度の導入形態」といたしまして、指定管理者制度を全館に導入することといたしました。

次ページを御覧ください。「3 指定管理者制度導入の今後の予定」でございますが、表のとおり導入する予定でございます。

次に右側、「4 指定管理者制度導入後の各館関係図」でございますが、白色は指定管理者制度導入館、青枠は同一指定管理者で対応することを示しています。また、市民館は枠線ごとに各区生涯学習支援課がモニタリングを行ってまいります。

次に「5 スケジュール」でございますが、今回、条例改正を行う中原市民館、高津市民館及び高津市民館橋分館につきましては、本年9月の市議会定例会に改正条例議案の提出を予定しております。年度内に募集準備を行い、令和6年4月以降に指定管理者の募集、6月には民間活用事業者選定評価委員会を開催し、指定管理候補者を決定いたします。その後、9月議会において指定管理者の決定をいただくための指定議案の提出を予定しており、令和7年4月から指定管理者による運営が開始となる予定でございます。

説明につきましては、以上でございます。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、引き続き、議案の詳細について御説明いたします。

ファイルナンバー「04-1_議案第10号」をお開きください。

まず12ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「中原市民館、高津市民館及び高津市民館橋分館の管理を指定管理者に行わせることとし、並びに利用料金制を導入すること等のため、この条例を制定するもの」でございます。

続いて、13ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

今回の改正は、先ほどの川崎市立図書館設置条例の一部改正と同様に、指定管理者制度の導入に伴い、地方自治法の規定に基づき、指定管理者の指定の手續などの関係規定を定めるなど、所要の整備を行うものでございます。

はじめに、第1条から、14ページにまたがる第3条までの改正でございますが、市民館の目的に加え、市民館を設置する旨を定めるなど、所要の整備を行うものでございます。

続いて、第4条の改正でございますが、直営の市民館に館長、及び必要な職員を置く旨を定めるものでございます。

続いて、新たに加えます第4条の2から、15ページにまたがる第4条の5までについてでございますが、指定管理者に中原市民館、高津市民館及び高津市民館橋分館の管理を行わせること、その指定管理者の指定の手續、市民館の利用時間、休館日など関係規定を定めるものでございます。

続いて、第5条及び16ページ、17ページの第7条から第10条までの改正でございますが、指定管理者制度の導入に伴い、所要の整備を行うものでございます。

17ページの第11条の改正でございますが、指定管理者制度の導入に伴い、所要の整備を行うとともに、規定の整理を行うものでございます。

続いて、新たに加える第11条の2の規定でございますが、指定管理者が管理を行う市民館の施設等を利用する場合の利用料金について定めるものでございます。

続いて、第13条及び第14条、18ページにまいりまして第15条の改正でございますが、指定管理者制度の導入に伴い、所要の整備を行うとともに、規定の整理を行うものでございます。

続いて、第16条から第19条までの改正でございますが、指定管理者制度の導入に伴い、所要の整備を行うものでございます。

続いて、第20条の改正でございますが、指定管理者制度の導入に伴い、所要の整備を行うとともに、規定の整理を行うものでございます。

続いて、第21条の改正でございますが、この条例の施行について必要な事項は、規則等で定める旨を定めるものでございます。

続いて、19ページを御覧ください。

23ページまでに記載の別表第1において直営の市民館の施設及び設備を利用する場合の使用料について定めるものでございます。

続いて、24ページから26ページまでに記載の別表第2において指定管理者が管理を行う市民館の施設及び設備を利用する場合の利用料金について、定めるものがございます。

なお、附則において、この条例の施行期日を規則で定める日とし、中原市民館、高津市民館及び高津市民館橘分館の管理を行わせる指定管理者の指定の手續などに関する部分に限り、公布の日から施行することとする旨を定めることとしております。

また、経過措置として、この条例の施行の際、現に効力を有する教育委員会の行った使用の許可などの行為で、この条例の施行の日において改正後の条例の規定により指定管理者が行うこととなるものは、この条例の施行の日以後においては、指定管理者が行ったものとみなす旨を定めることとしております。

こちらの条例案につきましては、9月に開催される市議会定例会に議案として提出する予定でございます。

議案第10号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等お願いします。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

御説明ありがとうございました。

三つほどあるんですけども、一つは、図書館もちろんそうですけども、市民館がそれ以上に私は理解しておるのですけれども、いわゆる市民参画ですね。市民が職員と一緒に事業を推進していくということがとりわけ重要になるかと思えます。その場合、従来なら、この委員会の中でも公共性をより厳しく担保していくべき部分については、直営でやっていくということもう確認済みでありますけども、ただ、そこを行政で行うといっても、一言で「公共性」といっても、その内容は結構多様でして、行政がやるから公共性を担保できるということだけではなくて、市民がやったほうがいいのか、市民と行政と一緒にやったほうがより高い公共性が保てるとか、色々な解釈の仕方があると思うんですね。

ですので、この指定管理に出す部分について、できるだけというか、指定管理者制度を導入することで、市民参画がもっと進むというようなことを、周りでは時には考慮しながら行くことが好ましいのではないかと思います。

例えば、株式会社であってもNPO法人であっても、市民と共に地域づくりをしていくというノウハウをかなり蓄えた団体があります。だから、例えばそういうところに指定管理者を依頼することによって、直営よりもっと市民参画がうまく進み、それが高いレベルの公共性を達成していくということにつながる場合もありますので、その辺りの指定管理を出す部分は、市民を顧客と見て、より効率的にサービスできるというだけではなくて、市民と共に市民館が歩いていくという部分についても、指定管理に出すことがより高いレベルの水準を達成できるということも配慮しながら考えていただけるとありがたいと思います。分かりにくければまた具体的にコミュニケーションできればと思います。それが一つです。

それから、もう一つは、先ほども話題が出ましたけども、せっかく今指定管理に出すものです

から、できれば社会教育士であるとか、あるいは社会教育主事でいいと思うのですが、そういう有資格者が業務に参加できるような形の団体が好ましいと思うんですね。何だかんだでやっぱり資格というものを重視した指定管理者を条件にしていけるといいのではないかと考えています。それが2点目です。

3点目が、利用料金について、ちょっとこの表だとよく分からないんですけども、直営館は従来どおり同じ料金だとほぼ解釈していいのかということ、それから指定管理に出す市民館について、改正前は表がないものですから、今の直営状態でやっている市民館が指定管理になったら上がるのか、下がるのか、それがこれだとよく分からないので、その辺り教えていただけるとありがたいと思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

二つ御意見いただいて、一つ、最後が御質問ということでよろしいですか。

【田中教育長職務代理者】

はい。

【小田嶋教育長】

じゃあ、お願いいたします。

【米井生涯学習推進課担当課長】

そうしましたら、利用料金、使用料金の説明からします。二つの御意見については、後で話を、よろしく願いいたします。

利用料金につきましては、直営、現在の使用料金表を指定管理者に出す部分について、利用料という形で出したのみで、金額は変わっておりません。現在の条例から料金は変わっておりません。ただ、この指定管理者につきましては、そこが上限額という形になります。なので、指定管理を持った指定管理者が、そこを上限としてまた利用料を検討し、市に報告していただきながら事業を進めていくものと考えています。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第10号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第10号は原案のとおり可決いたします。

1 1 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これもちまして終了いたします。

(1 1 時 0 6 分 閉会)